

認知症みんなで支えるSOSネットワークにご登録いただいた皆様へ

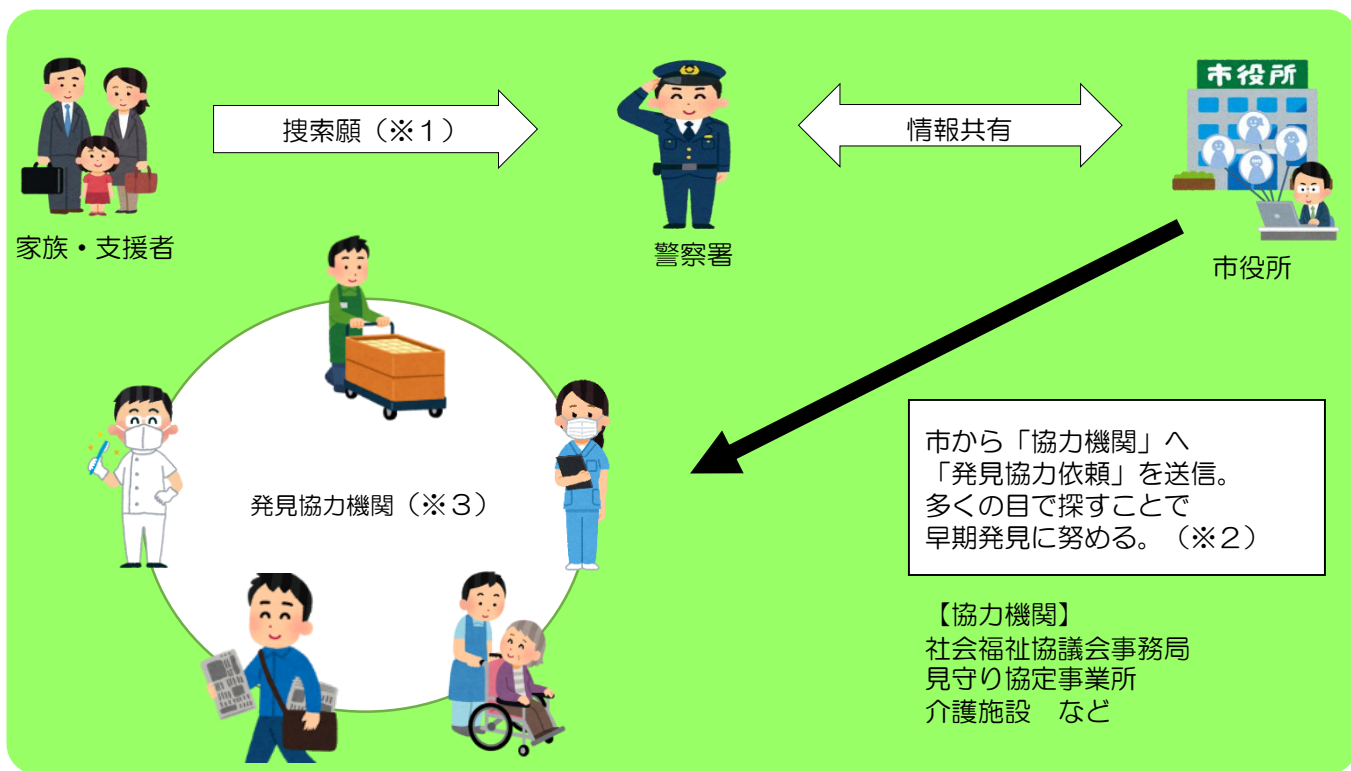
テプラシールについて

初回登録時にお配りしたテプラシールは、普段よく使うもの（杖や自転車など）に貼付いただくと検索時の目印になります。

尼00-0000

行方不明になった際はどうすればよいの？

まず、警察に「検索願」を提出して下さい。当事業に事前登録いただいた方についても、行方不明時は警察への検索願の提出が必要になります。検索願を提出いただければ警察から市役所に情報提供がありますので、別途市役所にご連絡いただく必要はありません。



- ※1 検索願提出時には、警察はより正確な情報を得るために直近の写真の提示をお願いする場合があります。
- ※2 市内の発見協力機関への発見協力依頼については、即時性を高めるために警察から情報提供があった時点で発見協力依頼発信の手配をいたします。広域的な発見協力依頼の発信については、事前に家族等・緊急連絡先の方にご意向の確認をさせていただきます。（行方不明時の状況によっては、発見協力依頼の発信までお時間をいただくことがあります。）
- ※3 尼崎市の登録団体詳細
- ・社会福祉協議会（本部・支部事務局、老人福祉センター）
 - ・民生児童委員協議会役員
 - ・一部の介護事業所
 - ・尼崎市と「見守り協定」を締結している事業所
（コープこうべ、日本新聞販売協会近畿地区本部阪神支部、(株)布亀、(株)セブンイレブンジャパン）
 - ・市内コンビニFC加盟店（(株)ローソン、(株)ファミリーマート）

搜索願の提出先は？



【相談窓口】

- 尼崎南警察署 (☎：06-6487-0110) (FAX：06-6487-0230)
尼崎東警察署 (☎：06-6424-0110) (FAX：06-4961-0110)
尼崎北警察署 (☎：06-6426-0110) (FAX：06-6429-0110)

～なぜ警察に搜索願を出さないといけないの！？～

- ①警察は行方不明時の状況を把握することで、よりスムーズに搜索をすることができます。
- ②日中行方不明になったことがわかり、自力で探して見つからず夕方になってから警察署に届けることが多いですが、時間がたてばたつほど搜索範囲を広げなければならず、発見が困難になります。できるだけ早く警察に相談してください。
- ③警察犬を導入して搜索をする場合、早めに搜索を開始することで、捜査範囲も広域にならず、臭いの拡散も少なくなり、効果をあげることができます。

事前登録継続意向確認書の送付について

おおむね1年ごとに、重要書類等送付先の方に対して、事前登録継続意向確認書を送付させていただきます。お手数をおかけしますが、ご返送をお願い致します。
万が一、事前登録継続意向確認書に対して、3年連続でご返信がない場合、登録継続意向なしと判断し、尼崎市が認知症みんなで支えるSOSネットワーク及び認知症高齢者等個人賠償責任保険（加入者のみ）の登録取消し手続きを行います。
また、届け出事項に変更があった場合や登録の取下げを希望される場合は、必ず申請いただいた地域包括支援センターへご報告をお願い致します。

あなたの ご登録日は 年 月 日です。
登録番号は 尼 - です。

事前登録制度について

◇事前登録制度を詳しく知りたい、お申し込みは？

～お住まいの地区を担当する「地域包括支援センター」へ～

地域包括支援センター	TEL(局番06)	FAX(局番06)	地域包括支援センター	TEL(局番06)	FAX(局番06)
中央東	4868-8300	4868-8303	立花南	6428-7112	6423-0130
中央西	6430-5615	6430-7720	立花北	6422-3333	6422-0025
小田南	6488-0180	6488-0190	武庫東	4962-5308	4962-5309
小田北	6498-5111	6492-1100	武庫西	6438-3955	6438-3956
大庄南	6417-0125	4950-4715	園田南	6494-8087	6494-8086
大庄北	6430-0511	6430-0512	園田北	6498-0826	6498-0909

お問合せ

尼崎市 健康福祉局 福祉部 包括支援担当（課）

Tel：06-6489-6356 Fax：06-6489-6528

E-Mail：ama-koureiraigo@city.amagasaki.hyogo.jp